

3. 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」がまとめられました。

認知症等により判断能力が不十分な人が増加するとともに、単身世帯の増加や頼れる親族がいない人の増加といった状況がみられます。「地域共生社会」に向け、その人の判断能力や家族関係がどのような状態となっても、一人の個人としてその意思が尊重され、医療が必要なときは安心して医療を受けることができるようにしていくことが重要です。こうした観点から、厚生労働省の研究班により「[身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン](#)」がまとめられました。今回はその趣旨・背景や内容、関連する通知等について紹介いたします。

身寄りがない人と成年後見制度の関係

いわゆる身元保証人・身元引受人等がないことのみを理由に入院・入所を拒否されないということは、単身高齢者等が安心して生活を送っていく上で、非常に重要なことです。

必ずしも「身寄りがない人」イコール「判断能力が不十分な人」というわけではありませんが、これまでの調査研究で、身寄りのない高齢者等を支える重要な手段の一つとして、成年後見制度が一定の役割を果たしているということが明らかになってきました。例えば、「[介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業報告書](#)」（平成30年3月：みずほ情報総研株式会社、平成29年度老人保健事業推進費等補助金により実施）においては、33.7%の施設（n=2,387件）が、入所契約書の本人以外の署名欄に記載ができない場合、条件付きで入所を受け入れていること、そのうち74.4%の施設が「成年後見制度（法定後見・任意後見）の申請」を条件にあげていることが報告されています。

医療に係る意思決定が困難な人と成年後見制度

また、医療を受ける際、本人の判断能力の程度にかかわらず、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、本人による意思決定を基本とした上で適切な医療提供がなされることが重要です。この点、医療行為についての同意は、本人の一身専属性が極めて強いものであり、医療に係る意思決定が困難な人であっても、本人以外の第三者が同意できるものではないと考えられます。成年後見制度においても、成年後見人等の第三者が医療に係る

意思決定・同意ができるとする規定はなく、成年被後見人等に提供される医療に係る決定・同意を行うことは後見人等の業務に含まれているとは言えません。これについては、いわゆる「医療同意」をめぐる問題として、支援の現場における重大な論点とされていたことは周知のとおりです。

ガイドラインの背景

「身寄りがない人」や「医療に係る意思決定が困難な人」も安心して医療を受けられることが重要ですが、身寄りがない人に関しては、身元保証等高齢者サポートサービスを行う民間事業者に関する苦情も寄せられていること、成年被後見人等の医療に係る意思決定が困難な人に関しては、その支援の在り方や成年後見人等の具体的な役割をどのように考えたらよいか、といった点が指摘されています。

こうした背景もあり、「成年後見制度利用促進基本計画」では、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう検討すること」を求めています。また、内閣府の消費者委員会から、消費者被害防止の観点により出された「[身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議](#)」（平成29年1月）においては、単身高齢者が安心して病院に入院することができるよう、医療機関が身元保証人・身元引受人等に求める役割等の実態を把握すること等を求めています。「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」は、この二つの要請に応える研究事業（平成30年

度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」の成果として取りまとめられたものです。

ガイドラインにおける身寄りがいない人への対応

研究成果に基づいて、ガイドラインでは医療機関が「身元保証・身元引受等」に求めてきた機能、役割を、①緊急の連絡先に関すること、②入院計画書に関すること、③入院中に必要な物品の準備に関すること、④入院費等に関すること、⑤退院支援に関すること、⑥（死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること、の6つにあると捉え、「本人の判断能力が十分な場合」「判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合」「判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合」に分け、6つの機能ごとの対応方法を解説しています。

ガイドラインは、主に医療機関で働く職員に向けて作成されたものです。しかし、実際に認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがいない人に対して医療を提供するにあたっては、福祉的な支援が必要となる場合が多いことから、本ガイドラインが示している対応方法の多くで、各自治体における介護保険・高齢者福祉担当部局、障害保健福祉担当部局、成年後見制度利用促進担当部局、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局などの福祉関係部局や、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関（権利擁護センター等を含む）、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関に対して、医療機関から相談をすることが想定されています。このため、上記の福祉関係部局・関係機関においても、本ガイドラインの内容を確認し、医療機関と連携した対応をとっていくことが重要となります。

成年後見人等に期待される具体的役割

ガイドラインの基本的考え方として、すべての対応の**大前提に本人の意思・意向の確認と尊重がある**ことが示されているほか、医療に係る意思決定が困難な場合の対応として、**「人生の最終段階における**

医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

（平成30年3月改訂 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要があること、また、医療機関においては、身寄りがいない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効としています。

そして、成年後見人等の業務にはいわゆる医療同意権は含まれないという現行法上の整理を前提にしつつ、成年後見人等に期待される具体的役割を示し、本人が円滑に必要な医療を受けられていることが重要であるとしています。なお、ガイドラインでは、医療機関の職員が成年後見人等との連携の仕方が分からなかったり、成年後見人等の業務に疑問が生じたりする場合には、中核機関等に相談することが考えられるとしています。中核機関等は、権利擁護支援の相談機関として、医療機関からのこうした相談への対応も期待されています。

医療における意思決定が困難な場合に成年後見人等に期待される具体的役割

契約の締結等

<必要な受診機会の確保・医療費の支払い>

- ・本人の健康状況に応じた医療サービスが受けられるよう、必要な診療契約を締結するとともに、それに伴う診療費・医療費について、医療機関からの請求に応じて本人の資産の中から支払いを行う。

身上保護（適切な医療サービスの確保）

<本人の医療情報の整理>

- ・本人に必要な医療が円滑に実施されるよう、治療方針の決定に役立つような医療情報（例：既往歴、服薬歴等）を本人の家族等から収集するとともに、集約された医療情報について主治医を始めとする医療機関に提供する。また、医療機関から提供された本人の医療情報（おくすり手帳等）を適切に管理する。

本人意思の尊重

<本人が意思決定しやすい場の設定>

- ・医療についての説明を本人が理解しやすいよう、本人が信頼している介護福祉関係者等がいる場合には、説明の場への同席の依頼を行う。
- ・成年後見人等が医療についての説明の場に同席し、本人に分かりやすい言葉で伝える等、本人の理解を支援する。
- ・その他必要に応じて本人とのコミュニケーションを支援するサービスを手配したり（例：筆記通訳者の派遣依頼など）、説明の場を本人の慣れ親しんだ環境に設定する等の検討を行う。

＜本人意思を推定するための情報提供等＞

- ・本人がどのような医療を受けたいと表出していたのか、何を好んでいたのか等本人の意思を推定する際に材料となる個人情報収集し、医療機関に対してその提供を行う。
- ・関係者の招集など本人意思を推測するためのカンファレンスの開催依頼を行うとともに、成年後見人等多職種連携チームの一員として意思決定の場に参加する。

＜退院後、利用可能なサービスについての情報提供＞

- ・本人がどのような施設やサービスと契約しうるのか、財産状況も踏まえて主治医や医療機関に説明する。

その他

＜親族への連絡・調整(親族の関与の引き出し)＞

- ・本人に親族がいる場合には、関わりが薄くなっていった親族への連絡、情報提供、関与を依頼するとともに、親族との役割分担を行い必要に応じて意見調整等を行う。

通知等の発出

本年3月18日の第2回成年後見制度利用促進専門家会議及び4月24日の第66回社会保障審議会医療部会の審議を経て、このガイドラインについて広く周知すべく通知等も発出されています。

[○「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について\(通知\)」\(令和元年6月3日付け厚生労働省医政局総務課長通知\)](#)

[○「「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について\(周知依頼\)」\(令和元年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課長・老健局振興課長連名通知\)](#)

そのほか、上記通知にも参考として添付されていますが、「入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する」ことを明確化した通知として、下記も発出されています。

[○「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」\(平成30年4月27日付け厚生労働省医政局医事課長通知\)](#)

施設入所の場合

介護保険施設については、平成31年3月19日に開催された[全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議](#)において、「介護保険施設に関する法令上は、身元

保証人等を求める規定はないこと」「身元保証人等がないことはサービス提供を拒否する正当な理由には該当しないこと」について、改めて確認されています。

安心して生活し続けることができる地域づくり

[「平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金\(社会福祉推進事業\)『身寄り』のない生活困窮者に対する支援手法に関する調査研究事業報告書」](#)

(平成31年3月特定非営利活動法人つながる鹿児島)では、全国の地域包括支援センターや自立相談支援機関を対象とした調査結果を踏まえ、「『身寄り』のない人を社会全体で支えるシステムを構築する必要がある」と指摘し、「本人の備え」「チームアプローチ」「マンツーマン型の支援者」「互助の促進」の4つのアプローチを提案しています。

また、社会福祉協議会の中には、高齢者が施設や病院に入る際に身元保証機能を担う事業を始めているところもあります(足立区社会福祉協議会「高齢者あんしん生活支援事業」、立川市社会福祉協議会「たちかわ入居支援福祉制度」など)。

[「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」\(平成29年12月12日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知\)](#)

では、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方」を挙げ、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画と一体的なものとすることも考えられることを示しています。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの協議会においては、本ガイドラインや今回発出された通知等を共有いただくだけでなく、「身寄りがいない人への支援のあり方」についての課題を共有し、その権利擁護の支援のためにどのような連携や仕組みが必要となるのか、協議していただくことも非常に大切です。また、各中核機関や権利擁護センターからも、身寄りのない人を支えている成年後見人等がガイドラインの趣旨・内容について確認し、その後見活動に活用いただけるよう、今回の通知の発出等について、ぜひお伝えください。

特集号

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第17号

6月14日
公布成年被後見人等の欠格条項の見直しに関する
法律が成立しました

令和元年6月7日、第198回国会において、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「本法律」といいます。）が全会一致で可決・成立し、6月14日に公布されました。

これまで、成年後見制度の利用者であることは、数多くの資格・職種・業務等の欠格事由とされてきました（例えば、成年被後見人や被保佐人は、国家公務員、地方公務員、医師、弁護士、警備員、NPO法人の役員等になることができない等）。本法律では、200近くの法律において規定されていたこれらの欠格条項を見直しました。

本ニュースレターでは、本法律の担当である宮腰内閣府特命担当大臣の挨拶、本法律の趣旨・内容、自治体において今後必要となる取組等について、Q&A方式でお伝えします。



ご挨拶

内閣府特命担当大臣
宮腰 光寛

皆様におかれましては、平素より成年後見制度利用促進への御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。

この度、内閣府から国会に提出していた「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が6月7日に参議院本会議で可決・成立し、同月14日に公布されました。

この法律改正は、成年後見制度を利用している方々の人権が尊重され、不当に差別されないよう、数多くの法律で規定されていた成年被後見人等に係る欠格条項を一律に削除し、資格等に相応しい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組みへと改めるものです。

今後は、認知症の方や障害のある方など、成年後見制度の利用を必要とする方が、欠格条項による失職や資格の剥奪等を心配することなく、制度を利用できるようになります。

これにより、成年後見制度を利用する方もそうでない方も、誰もがその能力を発揮し、社会参加できるための第一歩になるものと期待しています。

各自治体の皆様におかれては、今回の欠格条項の見直しに係る法改正の趣旨について十分に御理解いただき、各首長のリーダーシップの下で条例改正等の必要な対応や改正法の趣旨に沿った個別審査規定の運用を図るとともに、地域住民や資格等に係る関係団体の方々に対して、幅広く積極的な周知をお願いいたします。

私としても、年齢や障害等にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた施策を担当する立場として、引き続き各省庁と連携しつつ、高齢の方や障害のある方に対する国民の関心、理解を深めるための取組を推進してまいります。

▶ 法律の見直しの目的、内容



そもそも、欠格条項って何ですか？

資格・職種・業務等から排除される条件を定める規定のことです。例えば、以下のような例があります。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して3年を経過しない者
- 当該法律による許可の取消しを受けた日から起算して5年を経過しない者
- 暴力団員
- 破産手続開始決定を受けて復権を得ない者
- 未成年者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

欠格条項は、資格等に対する信頼性を確保したり、関係者の権利利益を保護するなど、法令ごとに様々な趣旨で規定されています。こうした欠格条項の中には、「成年被後見人又は被保佐人」も含めているものがあり、その場合には成年被後見人や被保佐人は資格等から排除されていました。今回の改正では、成年被後見人や被保佐人を資格等から排除していた187法律における欠格条項が見直し対象となりました。詳細は、内閣府のHPをご参照ください。

<https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>



なぜ、見直しをすることになったのですか？

成年被後見人等の欠格条項については、例えば以下のような問題点が指摘されてきました。

- ① ノーマライゼーション等を基本理念とする成年後見制度を利用することで、逆に資格等から排除されるのは疑問
- ② 同程度の判断能力であっても、制度の利用者のみが資格等から排除されるのは不合理

- ③ 数多くの欠格条項の存在が制度利用を躊躇させる要因となっている

そのような中で、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年5月施行）や、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月閣議決定）において、こうした欠格条項の見直しを速やかに行うこととされました。



どのような見直しが行われたのですか？

成年後見制度を利用していることをもって資格等から一律に排除する扱いを改め、資格等に相応しい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組み（個別審査規定）へと見直されました。具体的な仕組みについては、それぞれの資格等を所管する担当省庁が適正に整備し、運用していくこととなります。具体的には、

「成年被後見人又は被保佐人」といったこれまでの形式的な条項を削除し、「心身の故障により業務を適正に行うことができない」等の個別審査規定を整備し、これに該当するかを審査・判断することとなります。

▶ 今後の予定と自治体・関係機関において必要となる取組



法律の施行はいつになりますか？

今回の改正では187の法律を見直し対象としています。それぞれの改正が効力を生ずる日（施行日）については、本法律の公布日（令和元年6月14日）としているものもありますが、多くは公布日から3か月後（同年9月14日）あるいは6か月後（同年12月14日）としています。



施行に向けて市町村、都道府県が取り組むことはどのようなことになりますか？

今回の法改正に伴って自治体の条例や規則を整備したり、今後、個別審査規定を運用していくに当たっては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年被後見人等が実質的に排除されることのないよう留意するとともに、障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配慮の提供についても適切な対応を行うことが必要です。

また、条例において独自に成年被後見人等に係る欠格条項を設けている例も散見される場所ですが、こうした条例における欠格条項についても、今回の法改正の趣旨を踏まえ、欠格条項の見直しを含めた適切な対応を検討するようお願いいたします。この点については、内閣府より別途通知（令和元年6月24日府成見第2号内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長通知）がされていますので、参照して下さい。



資格等に係る関係団体が取り組むことはどのようなことになりますか？

資格等の登録等に係る手続を担う関係団体においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、個別審査規定の適切な整備・運用が求められています。また、後見人等として活動する専門職の所属する関係団体においては、欠格条項が見直されたことを前提として適切な後見等活動が行われるよう、所属する各専門職への周知・徹底をお願いします。



中核機関、権利擁護センター等はどうようなことに取り組めばいいのでしょうか？

成年後見制度に関する説明会、セミナー等において、必要に応じて、今回の法改正について

も言及いただけると幸いです。また、個別ケースの相談対応や支援において、欠格条項がなくなったことを踏まえた適切な対応をとることができるよう、職員等への十分な周知もお願いいたします。場合によっては、センターで使用しているパンフレットや説明資料の修正が必要になることもあるでしょう。

▶ 見直しによる影響と対応



見直しをすることで、資格等の信頼性がゆらぐということはないですか？

今回の見直しでは、必要に応じて資格等に相応しい能力の有無を判断するための個別審査規定を整備することとしていますので、改正後も、個別審査規定の適正な運用を通じて、資格等を有する者がそれに相応しい能力を備えていることが担保されることとなります。



個別審査になることで、障害のある人がより排除されるということはないのでしょうか？

「心身の故障により業務を適正に行うことができない」等の個別審査規定による審査では、「心身の故障」があるだけで直ちに資格等が与えられないというものではなく、これにより「業務を適正に行うことができない」と判断された場合に限り資格等が与えられないということになります。ですから、欠格となる者の範囲が「心身の故障」のある人全体に広がってしまうものではなく、障害のある人がより排除されるということにはなりません。



また欠格条項が増えてしまうということはないですか？

成年被後見人等に係る欠格条項については、平成11年の民法等の改正により成年後見制度が

導入された際、当時 158 の法律に規定されていた欠格条項のうち 42 法律が見直されましたが、各資格等の根拠法令に、十分な個別審査規定がない場合や、大量の書面審査を要するなど、欠格条項による画一的な審査を必要とする場合等には欠格条項を存置することとされ、結果として 116 の法律における欠格条項が存置されました。その後、今回の改正に至るまでの間、こうした欠格条項が見直されることはなく、かえって新法の制定や法改正によって欠格条項が増加するという状況になっていました。

このような経緯から、今後、各省庁や自治体においては、成年被後見人等に係る欠格条項を新たに設けないことがとされています。この点は、欠格条項の見直しについて議論がなされた内閣府の有識者会議（成年後見制度利用促進委員会）の議論のとりまとめ（平成 29 年 12 月 1 日内閣府成年後見制度利用促進委員会「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」においても確認されました。



今回の改正で欠格条項は全て見直されたのですか。残った法律があるとすれば、それについてはどのように取り組まれるのですか？

「会社法」と「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」については、今後の会社法の改正と併せて欠格条項の見直しを行うべく検討が進められています。



附帯決議の内容を教えてください。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（参議院・内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの整備等、同制度の利用者や親族後見人等を支援する体制を構築することにより、利用者の意思決定支援・権利擁護及び不正の発生の未然防止を図るとともに、制度の運用上の課題の把握・開示、関係機関における情報共有など、制度の透明性を高めるよう努めること。

二 成年後見制度を、同制度の利用者がメリットを実感できるものとするため、高齢者及び障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方などを始めとした制度全般の運用等に係る検討において、高齢者及び障害者の意見が反映されるようにすること。

三 成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。

四 市区町村が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画の策定や、地域連携ネットワークの構築に資する中核機関の整備などの取組に対し、適切な支援を講ずること。

五 障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう、現状の問題点の把握を行い、それに基づき、必要な社会環境の整備等を行うこと。

六 障害者の権利に関する条約第三十九条による障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、関連法制度の見直しを始めとする必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度利用促進専門家会議等を始めとして、障害者の権利に関する条約の実施及びその監視に当たっては、同条約第四条第三項及び第三十三条第三項の趣旨に鑑み、障害者を代表する団体の参画を一層推進していくこと。

八 障害者を代表する団体からの聴き取り等を通じて成年被後見人、被保佐人及び被補助人の制度利用に関する実態把握を行い、保佐及び補助の制度の利用を促進するため、必要な措置を講ずること。

九 本法による改正後の諸法において各資格等の欠格事由を省令で定めることとされている場合には、障害者の権利に関する条約や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に抵触することのないようにするとともに、その制定に当たっては、障害者の意見が反映されるようにすること。

十 障害者の社会参加におけるあらゆる社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について今後も検討を行うこと。

十一 本法成立後も「心身の故障」により資格取得等を認めないことがあることを規定している法律等について、当該規定の施行状況を勘案し今後も調査を行い、必要に応じて、当該規定の廃止等を含め検討を行うこと。

国研修受講者を募集しています

前回のニュースレター等でもご案内のとおり、市町村職員、中核機関職員等を対象とした研修を以下の日程で実施いたします。本研修は、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる貴重な機会ですので、ぜひご受講ください。研修の詳細については、各都道府県に送付しております事務連絡等をご確認ください。



ここでは、研修の詳細についてのポイントをお伝えします。

基礎研修

市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員向け (中核機関になる予定、見込みの職員も含む)

- 【第1回】9月17日(火)～19日(木) (千葉市)
- 【第2回】10月29日(火)～31日(木) (東京都江東区)
- 【第3回】11月25日(月)～27日(水) (大阪市)

- 成年後見制度や権利擁護支援についてゼロから解説！初めて担当する方も安心です。
- 市町村職員に求められる市町村申立の実務についても学ぶことができます。

基礎及び応用研修については、都道府県職員、都道府県社会福祉協議会職員、市区町村又は都道府県から推薦のある専門職（受任調整のアドバイザー、体制整備アドバイザー、講師候補者）の方もご参加していただけます。

どちらもグループワークを予定しているため、様々な地域の方と情報交換することができます。



応用研修

中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員 (中核機関になる予定、見込みの職員も含む)

- 【第1回】12月16日(月)～18日(水) (東京都江東区)
- 【第2回】令和2年1月21日(火)～23日(木) (大阪市)
- 【第3回】令和2年2月4日(火)～6日(木) (東京都江東区)

- 幅広い相談対応に役立つ、実践的な内容です。
- 任意後見、補助、保佐類型の相談対応についても、講義、演習をとおして学ぶことができます。

都道府県向け研修

都道府県研修担当者向け

- 令和2年1月16日(木) (東京都千代田区)
- 研修の企画立案や運営に役立つ内容です。

利用促進室短信

本研修に参加するための旅費及び宿泊費については、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の成年後見制度利用促進体制整備推進事業の「中核機関立ち上げ支援事業」の対象（都道府県担当職員研修は、都道府県向け補助事業の対象）となります（補助率1/2）。今後、自治体に対して追加協議を行う予定ですので、積極的にご活用ください。詳しくは7月3日に発出している事務連絡をご覧ください。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話 03-5253-1111〔代表〕 (内線 2228) FAX 03-3592-1459
利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



(9) 協議会への報告

ポイント

- ① 計画の着実な実行のために、年に1度～2度、計画の進捗状況について報告する
- ② その際、権利擁護支援の地域連携ネットワーク全体で把握される地域課題や、その解決策について話し合っていくと、多様な対応が選択しやすくなる
- ③ 協議会は、計画策定メンバーや既存の組織を活かすことができる

ちょっと解説

- ① 協議会は、協議会という名称に限らず、以下のような合議体を活かすことができます。

例) ○○ 権利擁護センター運営委員会
○○ 市権利擁護支援ネットワーク連絡会 (虐待防止ネットワーク委員会を拡大)
金融機関や家庭裁判所など、毎回の出席が難しい関係機関については、協議するテーマに応じて、オブザーバー参加を求めることも考えられます。
また、既存の複数の合議体で、地域課題を話し合うことも考えられます。一度に集まって会議を行うことが目的ではなく、チームを支えるために関係機関が協議したり、連携を深めたりすることが重要です。
- ② 協議会では、中核機関における業務の量的報告だけでなく、具体的実践や事例 (個人情報の保護のため加工が必要) の報告を行うことで、権利擁護支援の具体的イメージを協議会委員の間で共有することができます。
- ③ 協議会委員からも提案や報告ができるようにしたり、グループ協議を取り入れて発表をお願いしたりしていくと、双方向のコミュニケーションとなるため連携が深まり、顔の見える関係を築くことができます。

▶ 具体例

協議会の開催例（内容例）

【1月の協議会】

- 今年度の事業報告
 - ・ 計画どおりに実施できたかどうか
 - ・ データの報告
- 実践における効果と課題
(連携によって解決できたこと、さらなる連携が求められることを具体的に報告)

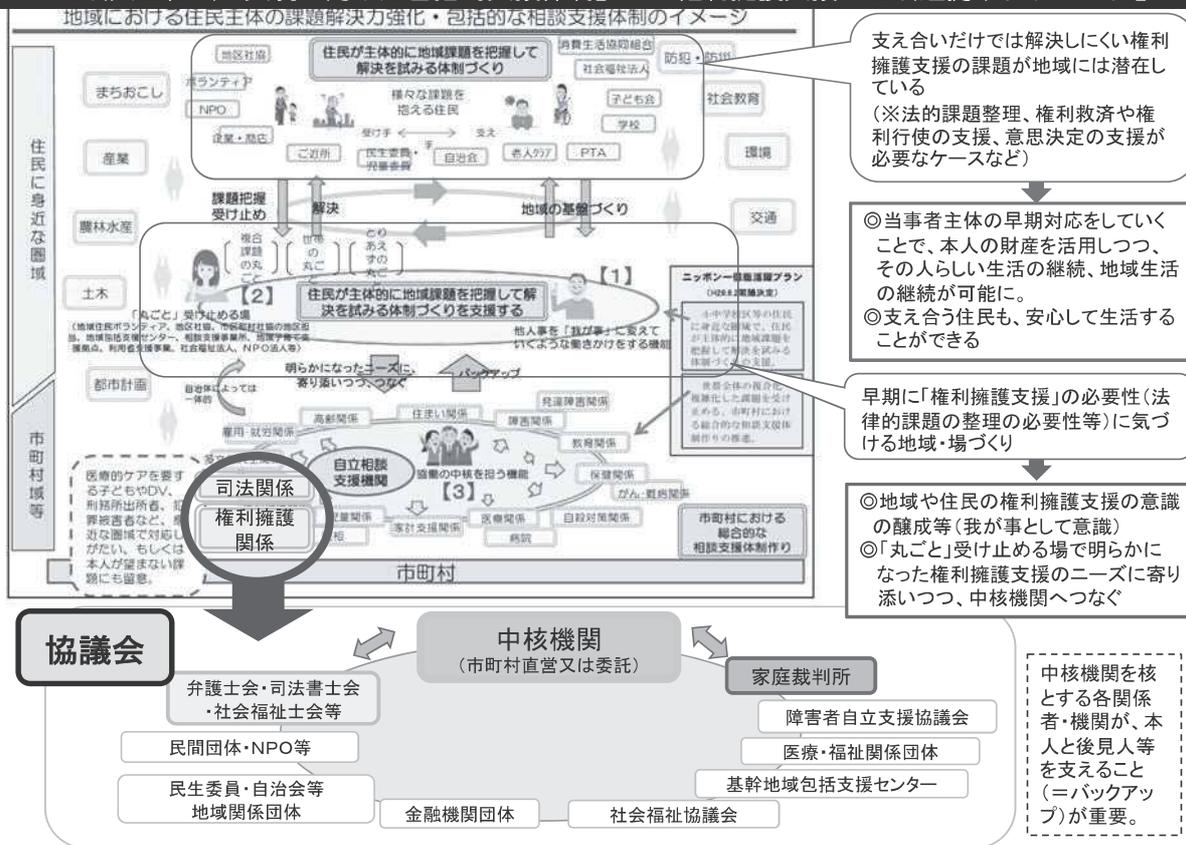
【7月の協議会】

- 権利擁護支援における地域課題についての検討
[地域課題の例]
 - ・ 診断書作成をしてくれる医療機関が少ない
 - ・ 本人情報シートの書き方についての周知の必要性
 - ・ 障害のある人の地域生活を支える後見人が少ない → 法人後見実施機関の養成へ
 - ・ 身元保証人等がない人の入院、転居の課題
 - ・ A地域で急増している消費者被害と、その対策について
 - 消費生活部門で開催している地域連携協議会との合同協議会開催企画へ
 - ・ 成年後見利用後の家族への支援のあり方について → 8050 問題への対応について
- グループごとに、テーマについて協議し、どのような解決策があるか、
どのような協力が可能かを発表する

成年後見制度利用促進と包括的な支援体制の構築

- 成年後見制度の利用促進の取組を進めることにより、既存の制度・サービスだけでは解決できない課題が顕在化することが考えられます。
- 国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指しています。地域共生社会の実現に向けては、多様で複雑化する地域生活課題に対応することが求められます。
- 社会福祉法の規定（第24条第2項）において、社会福祉法人に対して、地域における公益的な取組の実施が責務として規定されており、社会福祉法人は、社会福祉協議会や地域の関係機関等と連携して、地域社会の様々な課題に向き合い、縦割りの発想を廃し、制度の枠組みを超えて、多様で複雑化する地域の生活課題に対応しています。
- その一つの例として、都道府県域において、社会福祉協議会がプラットフォームとなり、複数の社会福祉法人が人材や資金を出し合って、総合相談を受け付ける体制を整備するなど、それぞれの地域の実情に応じた取組を展開しています。
- 成年後見制度利用促進を通して明らかになった課題について、社会福祉協議会や社会福祉法人と連携し、協議会で検討し、包括的な支援体制の構築に向けて取り組むことが考えられます。

「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」と「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」



※ 「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」（平成30年6月19日「第135回市町村職員を対象とするセミナー」厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室）（p.2）をもとに一部改変。

協議会での報告書式例

1 年目 / 5 年間		2019 年度 権利擁護支援センター 事業実施状況				2020 年度の方針案	
		事業計画における記載	取組の実施状況	効果	課題	今後の取り組み方針	期待される効果
権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関	広報機能	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座や研修会を開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座を計 10 回開催し、計 300 名が参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者アンケートでは、約 9 割が大変勉強になったと回答した。 講座・研修会開催後、センターに寄せられる相談受件数が増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関からの出前講座の依頼がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施している出前講座やセミナーは継続する。 医療機関向けにチラシを作成し、パンフレットと合わせて配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民、関係機関の理解が得られることにより、早期に、支援ニーズに気づくことができる。 医療機関との連携が深まることにより、申立て時の診断書作成に協力を得られるようになる。
	相談機能	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援センターによる一般相談とともに、専門職団体の協力を得て、週 1 回専門相談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談受付件数 計〇件 電話〇件、来所〇件、メール〇件（関係機関からの相談が 85%、市民からの相談 15%） 専門相談を週 1 回実施した。（専門相談の利用件数 〇件 相談全体の約 8%） 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関から「早期に相談できるので、安心だ」という反響を得ている。 住民が、より身近な地域で、相談できるよう体制整備することができた。 専門相談を通して、専門職団体とのつながりができ、センターの相談員も専門的助言を得ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 複合的課題を抱える世帯についての困窮が背景にある相談や、身元保証に関する相談など、成年後見制度利用以外の対応も必要な相談が多く、連携強化が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の担当者等と合同でケースカンファレンスを行い、課題を共有して連携を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> 連携して対応できることで、世帯のもつ多様なニーズに応えることができるようになる。
	機能 成年後見制度利用促進	事業計画に記載なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> 後見ニーズに対応できなくなる見込みがある。 候補者を推薦する仕組みがないため、誰が成年後見人等に選任されるのかわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人の養成研修を開始する。 候補者を推薦する仕組みの検討のために、受任者調整をおこなっている先進自治体を視察する。 	<ul style="list-style-type: none"> 後見ニーズに対応できるようになる。 適切な業務を行う後見人が選任されることが期待できる。
後見人支援機能	事業計画に記載なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> 親族後見人が後見業務を行うに当たって、相談できる仕組みがない 	<ul style="list-style-type: none"> 親族後見人の連絡会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 親族後見人の不安や困難を解消することができる。 	

【地域福祉計画（2019年度～2023年度）】							
国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、社会福祉協議会に権利擁護支援センターを委託し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、特に広報機能や相談機能を重視した総合的な支援体制を整備する。							
2年目／5年間		2020年度 権利擁護支援センター 事業実施状況			2021年度の方針案		
		事業計画における記載	取組の実施状況	効果	課題	今後の取り組み方針	期待される効果
権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関	広報機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座や研修会を開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓発を行う。 ・ 医療機関向けにチラシを作成し、パンフレットと合わせて配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座を計13回開催し、計400名が参加した。（うち、医療機関で3回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者アンケートでは、約9割が大変勉強になったと回答した。 ・ 講座・研修会開催後、センターに寄せられる相談受件数が増加。・医療機関からの相談が増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害分野の相談が少なく、出前講座の効果が感じられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座の依頼を待つのではなく、障害福祉分野の事業所連絡会、施設長連絡会等に行き、少しでも時間をとってもらい、権利擁護支援センターについて紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉分野の事業所、施設に、権利擁護支援センターの正しい役割を知ってもらうことができる。
	相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援センターによる一般相談とともに、専門職団体の協力を得て、週1回専門相談を実施する。 ・ <u>日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の担当者等と合同でケースカンファレンスを行う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談受付件数 計○件 電話○件、来所○件、メール○件（関係機関からの相談が○%、市民からの相談○%） ・ 専門相談を週1回実施した。（専門相談の利用件数 ○件 相談全体の約○%） ・ 合同ケースカンファレンスを月に1回開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門相談は、前年度に引き続き好評であった。 ・ 合同ケースカンファレンスを開催することにより、複合的課題を有している世帯への対応について、早期に連携して取り組むことができるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉分野の職員から「【親なき後】のことについて、親はどのタイミングで相談すべきか悩んでいる」と聞か、相談がない。 ・ 合同ケースカンファレンス開催により、いわゆる「身元保証」等がない人への支援の困難性が把握された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉分野の事業所や施設職員との懇談会、当事者団体や家族会との懇談会を開催し、成年後見制度利用や相談についての課題を把握する。 ・ いわゆる「身元保証」等がない人への支援の必要性について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉分野の何が課題になっているのか具体的な把握することができる。 ・ いわゆる「身元保証」等がない人への包括的支援体制の構築に着手することができる。
	成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人の養成研修を開始する。 ・ <u>市長申立ての事案について、候補者を推薦する仕組みの検討のために、受任者調整を行っている先進自治体を視察する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人の養成研修を開催した。 ・ 受任者調整を行っている先進自治体3カ所を視察。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15名を養成中。来年度は、実習を実施予定となり、成年後見制度の受け皿を拡大することができる見込み。 ・ 受任者調整がどのように行われているのか、仕組みや効果について、把握することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市にとって最も適した受任者調整の仕組みについて検討できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市にとって最も適した受任者調整の仕組みについて、市や権利擁護支援センターだけでなく、専門職団体や当事者、家庭裁判所と検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受任者調整の仕組みを決定することで、誰が成年後見人に選任されるのか分からないという不安を解消することができる。
	後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>親族後見人の連絡会を開催する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族後見人の連絡会を1回開催し、7名の親族後見人が出席した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートでは全員が「大変満足」「今後も定期的に進めて欲しい」との回答で、大好評であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭裁判所からの数値によると、当市には親族後見人等が○人いるが、親族後見人連絡会の開催についで周知されていない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族後見人の連絡会の開催について、介護支援専門員、相談支援専門員、金融機関、家庭裁判所等から周知してもらえらるチラシを作成し、協力を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族後見人の不安や困難を、より解消することができる。

前年度の「今後の仕組み方針」から内容を追加